

災害により宗派経常費及び教区費の納付が困難な寺院・教会への 対応についての申し合わせ事項

- 1 目 的 宗派経常費及び教区費（以下「御依頼金」という。）の減免及び補填は、同朋相互扶助の精神に則り、九州教区の寺院・教会（以下「寺院」という。）の本堂が被災し、本堂の再建を優先することにより、御依頼金の納付が困難となる寺院を支援することを目的とする。
- 2 対 象
 - （１）火災、風水害その他の災害により被災した本堂再建のため、御依頼金の納付が困難である寺院を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する寺院は対象外とする。
 - ①御依頼金、賦課金及び共済拠出金に滞納がある場合
 - ②宗派経常費が減免された場合（広域災害に伴い宗派が減免措置をした時など）
※上記②の場合、教区費の減免は対象とする。
 - ③当該寺院所属の寺族又はその関係者が故意に本堂に被害を与えた場合
 - ④その他、共済査定委員会が減免の対象外と判断した場合
 - （２）減免対象となる本堂の被災程度は、全壊、大規模半壊又はこれと同程度と認められる被災とする。
- 3 減免及び補填の申請
 - （１）御依頼金減免支援申請
当該寺院は、申請書（※１）に必要書類を添えて、当該組長を経由し、遅滞なく教務所長に申請する。
 - （２）御依頼金被災年度補填支援申請（※２）
御依頼金減免支援が認められた当該寺院は、申請書（※１）に必要書類を添えて、当該組長を経由し、遅滞なく教務所長に申請する。
- 4 減免及び補填の審査
共済査定委員会は、減免及び補填の申請その他必要な事項について審査し、減免の内容及び期間、補填内容などを決定する。
- 5 減免内容 減免年度の当該寺院の御依頼額を上限とし、その額を当該寺院を除く寺院に割当して御依頼し、当該寺院の御依頼金を減免する。
- 6 減免期間
 - （１）減免期間は、被災した年度の翌年度から３ヵ年度を上限とする。
 - （２）減免期間中に当該寺院から、減免打ち切りの申し出があった場合は、減免を終了する。
- 7 補填内容
当該寺院が被災した年度においても御依頼金の納付が困難な場合は、当該寺院の申請（※１）により教区共済特別会計から当該寺院分として補填（※３）することができる。その場合、当該寺院は減免期間最終年度に補填した金額を教区共済特別

会計へ返還（※４）するものとする。

ただし、当該寺院が減免期間最終年度内に全額返還することが困難な場合は、当該寺院の申請（※１）により減免期間終了年度より３ヵ年度内に一括又は分割して返還（※４）することができる。

- ８ 変 更 この申し合わせ事項を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、日豊・久留米・長崎・熊本・鹿児島教区新教区準備委員会の議決を経て、九州教区が発足した日（２０２０年７月１日）から施行する。

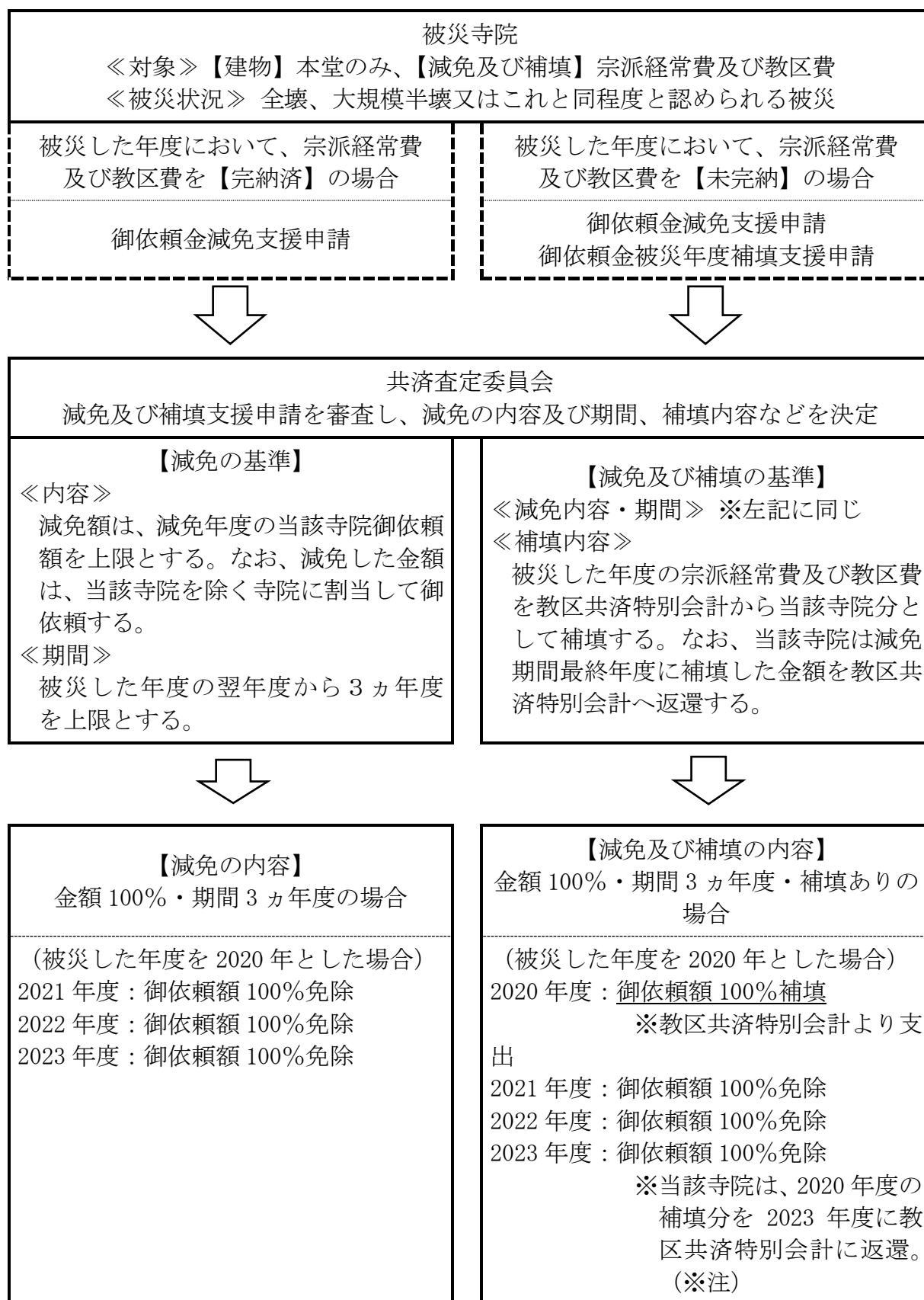
【補足・留意点】

- （※１）申請書には、住職又は代務者（※不在の場合は寺族代表者）、責任役員及び総代の署名・押印を必要とする。また、申請書は当該寺院所属の組長を経由するものとする。
- （※２）御依頼金被災年度補填支援申請は、御依頼金減免支援申請と同時申請可とする。
- （※３）補填については、当該寺院分とするため、教区共済特別会計から支出した宗派経常費分については、相続講扱い又は同朋会員志として納付することができる。ただし、御依頼金（宗派経常費・教区費）の披露状は、当該寺院にお渡しせず、教区共済特別会計の事務処理上、教務所にて保管する。
- （※４）返還については、教区共済特別会計の切符にて収納するため、相続講扱い又は同朋会員志として納付することができない。

【参考】被害程度について（内閣府ＨＰの防災情報ページ「罹災証明書の概要」より）

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
被害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

九州教区共済制度「減免及び補填」に関するフローチャート



(※注) 2020 年度の補填分を 2023 年度内に全額返還が困難な場合は、当該寺院の申請により、同年度より 3 ヶ年度内（2023～2025 年度）に一括又は分割で返還可能とする。

九州教区共済制度「減免及び補填」の参考資料

1 減免の内容について（御依頼総額 100 万円として）

(1) 減免額：全額、期間：3 ヶ年度の場合

	減免期間外	減免期間		
年度	被災年度	1 年度目	2 年度目	3 年度目
減免金額	—	100 万円	100 万円	100 万円
寺院負担額	100 万円	0 円	0 円	0 円

(2) 減免額：半額、期間：2 ヶ年度の場合

	減免期間外	減免期間		
年度	被災年度	1 年度目	2 年度目	
減免金額	—	50 万円	50 万円	
寺院負担額	100 万円	50 万円	50 万円	

(3) 減免額：全額、期間：1 ヶ年度の場合

	減免期間外	減免期間		
年度	被災年度	1 年度目		
減免金額	—	100 万円		
寺院負担額	100 万円	0 円		

2 減免及び補填の内容について（御依頼総額 100 万円として）

(1) 減免額：全額、期間：3 ヶ年度・補填有の場合

	補填年度	減免期間（※返還年度）		
年度	被災年度	1 年度目	2 年度目	3 年度目※
減免金額	—	100 万円	100 万円	100 万円
寺院負担額	0 円	0 円	0 円	100 万円
補填額	100 万円	—	—	－100 万円

(2) 減免額：半額、期間：2 ヶ年度・補填有の場合（3 ヶ年度にて返還）

	補填年度	減免期間（※返還年度）		返還年度	
年度	被災年度	1 年度目	2 年度目※	3 年度目	4 年度目
減免金額	—	50 万円	50 万円	—	—
寺院負担額	0 円	50 万円	100 万円	125 万円	125 万円
補填額	100 万円	—	－50 万円	－25 万円	－25 万円